

## 参照条文

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
(抄)(平成三年法律第七十六号)

(職業家庭両立推進者)

第二十九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条から第二十七条までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者(第三十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

### 第七章 対象労働者等に対する支援措置

#### 第一節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第三十条 国は、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者(以下「対象労働者」という。)及び育児等退職者(以下「対象労働者等」と総称する。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

(相談、講習等)

第三十一条 国は、対象労働者に対して、その職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第三十二条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

(職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置)

第三十三条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立を妨げている職場における慣行その他の諸要因の解消を図るため、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずるものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第三十四条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

- 2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。
- 3 厚生労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。
- 4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

労働者災害補償保険法(抄)(昭和二十二年法律第五十号)

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一～三 (略)

四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- 3 (略)

雇用保険法(抄)(昭和四十九年法律第百十六号)

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一～三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

- 2 (略)

労働者災害補償保険法施行規則(抄)(昭和三十年労働省令第二十二号)

(法第二十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事業)

第二十四条 法第二十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事業として、労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金、労働時間制度改善助成金、中小企業

長期休暇制度モデル企業助成金、長期休暇制度基盤整備助成金及び短時間労働者雇用管理改善等助成金を支給するものとする。

(短時間労働者雇用管理改善等助成金)

第二十七条 短時間労働者雇用管理改善等助成金は、中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金及び事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金とする。

2 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金は、中小企業事業主(その資本の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。以下同じ。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものに対して、第一号に規定する計画を作成したこと及びその実施する第二号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

一 その雇用する短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。)について、通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るための計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主であること。

二 当該計画に基づく措置として短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置を実施し、当該措置の実施に係る経費を負担した事業主であること。

三 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

3 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主の団体に対して、その実施する第二号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

一 短時間労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた中小企業事業主の団体であること。

二 当該計画に基づく措置として、その構成事業主に係る短時間労働者の雇用管理の改善等に関する調査研究及び当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を行った中小企業事業主の団体であること。

三 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主の団体であること。

雇用保険法施行規則(抄)(昭和五十年労働省令第三号)

(法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条 法第六十四条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業は、第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一~十七 (略)

十八 次のいずれかに該当する中小企業事業主又は中小企業事業主団体に対して、短時間労働者雇用管理改善等助成金を支給すること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時間労働者(被保険者に限る。以下同じ。)

について福利厚生の充実その他の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、当該計画に基づく措置として、短時間労働者の雇用管理改善等のための措置を実施する中小企業事業主

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、当該計画に基づく措置として、その構成事業主に係る短時間労働者の雇用管理の改善等に関する調査研究及び当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を行う中小企業事業主の団体

十九・二十 (略)